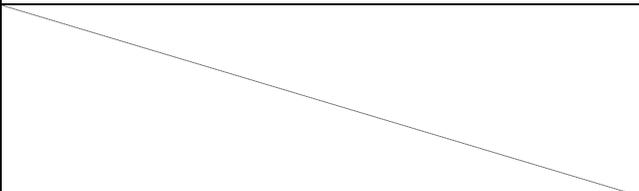


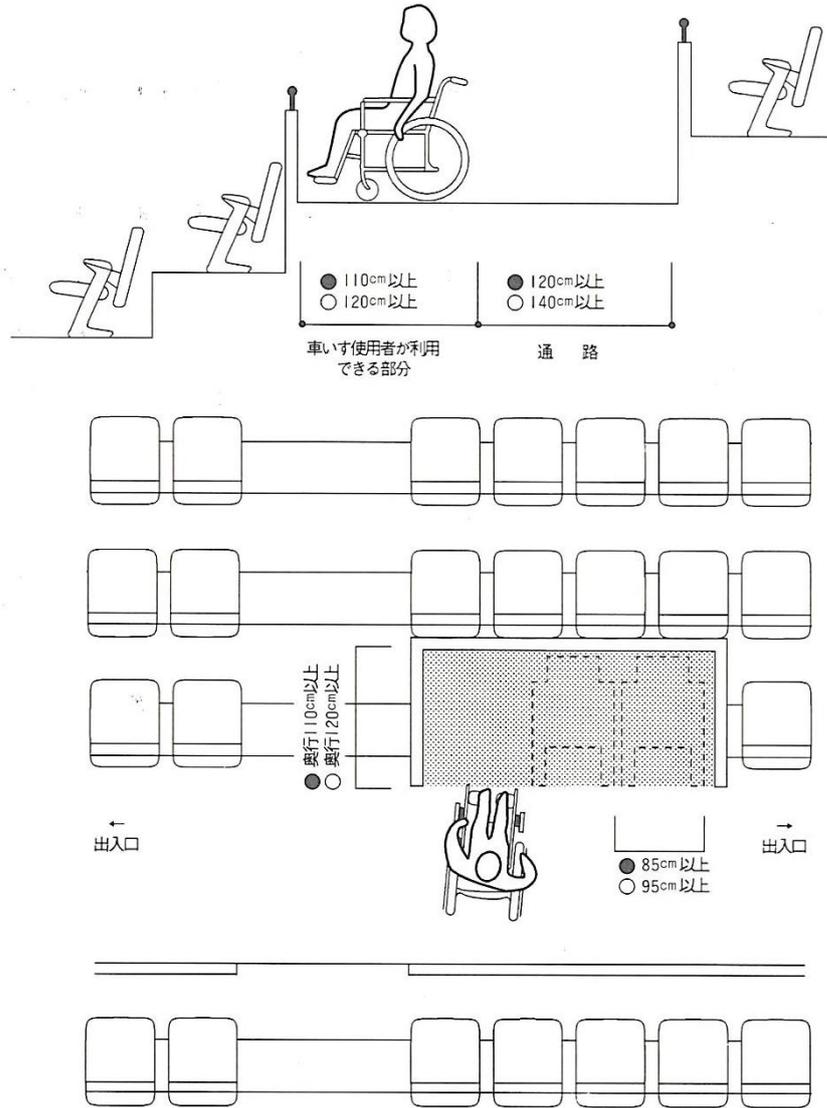
(8) 客席

特定施設整備基準	目標となる基準
<p>ア 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂で、固定式の席を設ける場合にあつては、席数を200で除して得た数(その数に1未満の端数があるときはその端数を切り上げ、その数が10を超えるときは10とする。)の人数分以上車いす使用者が利用できる部分を設けること。</p>	<p>ア 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂で、固定式の席を設ける場合にあつては、席数を200で除して得た数(その数に1未満の端数があるときはその端数を切り上げる。)の人数分以上車いす使用者が利用できる部分を設けること。</p>
<p>イ アに規定する車いす使用者が利用できる部分は、次に定める基準に適合するものとする事。</p>	<p>イ アに規定する車いす使用者が利用できる部分は、次に定める基準に適合するものとする事。</p>
<p>(ア) 車いす使用者が利用できる部分へ通ずる(1)に定める構造の出入口から、当該車いす使用者が利用できる部分に至る経路(ウに定める構造の客席内の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p>	<p>(ア) 車いす使用者が利用できる部分へ通ずる(1)に定める構造の出入口から、当該車いす使用者が利用できる部分に至る経路(ウに定める構造の客席内の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p>
<p>(イ) 車いす使用者1人につき、幅は85センチメートル以上とし、奥行きは110センチメートル以上とすること。</p>	<p>(イ) 車いす使用者1人につき、幅は95センチメートル以上、奥行きは120センチメートル以上とすること。</p>
<p>ウ アに規定する車いす使用者が利用できる部分へ通ずる(1)に定める構造の出入口から当該車いす使用者が利用できる部分に至る客席内の通路のうち1以上の客席内の通路は、次に定める基準に適合するものとする事。</p>	<p>ウ アに規定する車いす使用者が利用できる部分へ通ずる(1)に定める構造の出入口から当該車いす使用者が利用できる部分に至る客席内の通路のうち1以上の客席内の通路は、次に定める基準に適合するものとする事。</p>
<p>(ア) 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。</p>	<p>(ア) 幅は、内法を140センチメートル以上とすること。</p>
<p>(イ) 高低差がある場合にあつては、(2)のエの(ア)から(カ)までに定める構造に準じた傾斜路を設けること。</p>	<p>(イ) 高低差がある場合にあつては、(2)のエ並びに規則別表第2の1の(2)のエの(ウ)、(オ)及び(カ)に定める構造に準じた傾斜路を設けること。</p>
	<p>エ 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂で、固定式の席を設ける場合にあつては、集団補聴装置その他の障害者等に配慮した設備を設けること。</p>

基準解説

<p>車いすで利用できる部分の設置数</p>	<p>車いす使用者が利用できる部分は、固定式の席の数 200 席に 1 人分の割合で設けることを求めており、10 人分を上限としている。 (例) 固定席が 1300 席の場合、7 人以上が必要。(計算式 $1300/200=6.5 \rightarrow 7$) 目標となる基準では、設置数の上限を設けていない。</p>	
<p>設置位置</p>	<p>イの(ア)では、車いす使用者が(1) [出入口の基準]に定める構造の客席(部)の出入口から車いす使用者が利用できる部分まで容易に到達できるよう出入口にできるだけ近い位置に設けることを求めている。 また、同伴者用座席はできる限り近い位置に設けること。</p>	<p>図-34</p>
<p>大きさ</p>	<p>イの(イ)の幅の 85 センチメートルは、車いすの幅 63 センチメートルに左右 10 センチメートルづつ程度の余裕を見込んだ寸法とされている。 目標となる基準では、更に 10 センチメートルの幅を広くし、95 センチメートルとし、奥行きは JIS で規定する車いすの奥行きより 10 センチメートル広い、120 センチメートル以上としている。</p>	<p>図-34</p>
<p>通路の幅</p>	<p>ウの(ア)では、通路の幅は、廊下等と同様の趣旨で 120 センチメートル以上とすることを求めている。また、ウの(イ)では、通路に高低差がある場合は、傾斜路を設けることとされており、その構造は(2) [廊下等の基準]のエの傾斜路の基準のうち車いすの通行に関連する部分が準用されている。 また、目標となる基準では、通路の幅は車いすが転回できる寸法として、140 センチメートル以上としている。</p>	<p>図-34</p>
<p>集団補聴装置等</p>	<p>劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂で、固定席を設ける場合にあっては、聴覚障がい者が利用しやすい位置に集団補聴装置(磁気ループ、FM 補聴装置(無線式)赤外線補聴装置など)を設置することを規定している。 また、要約筆記用プロジェクターやスクリーン、要約筆記者用作業スペースなどの設置も配慮すること。</p>	<p>図-35</p>

車いすで利用できる部分の構造 図-34



〔凡例〕 ●特定施設整備基準 ○目標となる基準

集団補聴装置 図-35

